

職業安定分科会(第 209 回)	資料1-1
令和6年 12 月 13 日	

**育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱等**



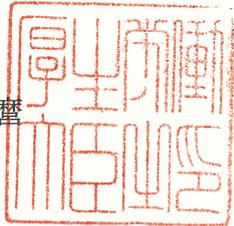
厚生労働省発職 1122 第 3 号

令和 6 年 11 月 22 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙 1「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱（職業安定法施行令の一部改正関係）」及び別紙 2「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱（職業安定法施行令の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱（職業安定法施行令の一部改正関係）

## 第一 職業安定法施行令の一部改正

職業安定法第五条の六第一項第三号の規定に基づき、公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者が、法律の違反に関し、公表等の措置が講じられた者からの求人申し込み受理しないことができる法律の規定の範囲を定めた職業安定法施行令第一条第六号に、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律第一条の規定による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により同法に新設された、労働者が事業主に対し、対象家族が当該労働者の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たことを理由とした不利益取扱いの禁止の規定を追加するための所要の規定の整備を行うこと。

## 第二 施行期日

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成

支援対策推進法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行すること。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱（職業安定法施行令の一部改正関係）

## 第一 職業安定法施行令の一部改正

職業安定法第五条の六第一項第三号の規定に基づき、公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者が、法律の違反に関し、公表等の措置が講じられた者からの求人者の申込み受理しないことができる法律の規定の範囲を定めた職業安定法施行令第一条第六号に、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律第二条の規定による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により同法に新設された、次に掲げる規定を追加するための所要の規定の整備を行うこと。

1 労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等を申し出たときに確認した、就業に関する条件に係る当該労働者の意向の内容を理由とした不利益取扱いの禁止の規定

2 三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、柔軟な働き方を実現するた

めの措置を講じなければならぬこととする規定

3 労働者が、事業主が講じた柔軟な働き方を実現するための措置に係る申出をしたこと若しくは当該労働者に措置が講じられたこと又は、当該労働者の子が三歳に達するまでの一定の期間内に確認した、就業に関する条件に係る当該労働者の意向の内容を理由とした不利益取扱いの禁止の規定

## 第二 施行期日

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行すること。